

令和４年９月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 2 茨木市市税条例等の一部改正について
- 3 茨木市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市手数料条例の一部改正について
- 6 茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
- 7 茨木市福祉文化会館条例の一部改正について
- 8 茨木市市民総合センター条例の一部改正について
- 9 茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について
- 10 茨木市立ギャラリー条例の一部改正について
- 11 茨木市運動広場条例の一部改正について
- 12 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 13 茨木市立市民体育館条例の一部改正について
- 14 茨木市忍頂寺スポーツ公園条例の一部改正について
- 15 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について
- 16 茨木市立男女共生センター条例の一部改正について
- 17 茨木市市民農園条例の一部改正について
- 18 茨木市里山センター条例の一部改正について
- 19 茨木市教育施設等使用条例の一部改正について
- 20 茨木市公民館条例の一部改正について

- 21 茨木市立青少年センター条例の一部改正について
- 22 令和３年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 23 令和３年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 24 市営土地改良事業の計画変更について
- 25 市道路線の認定について
- 26 市道路線の変更について
- 27 市道路線の廃止について
- 28 工事請負契約締結について（小中学校屋内運動場空調設備等整備事業）
- 29 令和４年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第２号）

（認 定）

- 1 令和３年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 令和３年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 令和３年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和３年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 令和３年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和３年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和３年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

（報 告）

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和３年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和３年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和３年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第56号	茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	【人事課】
○ 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化 ア 1歳到達日以後1歳6か月までの間及び1歳6か月後2歳までの間で1回取得とされている育児休業について、それぞれの期間において1回に限り配偶者と交代でも育児休業を取得できる旨を規定 イ 保育所に入所できない等の理由により育児休業期間を延長する場合において、特別な事情により育児休業が中断したときは、1歳児においては1歳6か月まで、1歳6か月児においては2歳まで再度育児休業を取得できる旨を規定 ②非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 子が1歳6か月到達日までに任期が満了する場合、取得できなかった育児休業について、出生時育児休業（産後パパ育休）を取得するときは、「出生時育児休業期間（57日間）の末日から6か月以上の任期がある場合」は取得できるように緩和 ・ 施 行 日 令和4年10月1日		

議案第57号	茨木市市税条例等の一部改正について	【市民税課・資産税課】
○ 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 所得税では控除しきれなかった額を個人住民税で控除する住宅ローン控除の適用期限の延長等 ・ 入居の適用期限を令和3年12月31日から令和7年12月31日までに4年間延長 ・ 対象者の所得要件を合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引下げ ・ 合計所得金額が1,000万円以下の対象者は、所有する建築物の対象面積を50㎡以上から40㎡以上に緩和 ② DV被害者等の個人情報の保護の観点から、固定資産税の証明書を発行する際に住所に代わる事項の記載をした証明書を交付することができる旨を規定 ③ 所得税と個人住民税の上場株式等の配当所得等に係る課税において、所得税と個人住民税の課税方式を統一 ④ 省エネ改修を行う住宅に対する固定資産税の減額の対象拡大等 ・ 太陽光発電装置や高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置を対象工事に追加 ・ 対象住宅について、「平成20年1月1日以前に所在する住宅」から「平成26年1月1日以前に所在する住宅」に拡大 ・ 対象工事費の要件について、「50万円超」から「60万円超」に引上げ ・ 施行日 ④ 公布の日 ① 令和5年1月1日 ③ 令和6年1月1日 ② 令和6年4月1日		

議案第58号	茨木市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	【保険年金課】
○ 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴う所要の改正 - 改正内容 本市が行う後期高齢者医療の事務を定める規定において引用する、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により引用する条項番号の改正 (現 行) 「附則第5条第1項」 (改正後) 「附則第3条第1項」 - 施 行 日 公布の日		
議案第59号	茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	18頁参照 【環境事業課】
○ 一般廃棄物処理手数料等について、適正な処理料金への見直し等を行うための所要の改正 - 改正内容 ①一般廃棄物処理手数料の改定 市が臨時に収集（10キログラムにつき） 60円 → 240円 ②動物の死体処理手数料の改定 市が収集（1体につき） 2,000円 → 3,000円 ③し尿処理手数料を、公共下水道使用料に準じた額に改定 市が収集（世帯人数1人又は2人） 月額210円 → 月額550円 ④事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の規定を削除 収集及び運搬を許可業者が行っている事業系一般廃棄物、及び搬入量が僅少となっている産業廃棄物の処分について、各規定を削除 - 施 行 日 令和5年4月1日		

議案第60号	茨木市手数料条例の一部改正について	【審査指導課・市民生活相談課・市民課】
○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①長期優良住宅法の改正に伴い、優良な既存住宅において、建築行為がない場合も維持保全計画の策定により、長期優良住宅と認定をすることが可能となるため、維持保全計画認定及び更新に係る手数料を設定 ②エコまち法に基づく認定基準の改正に伴い、共同住宅の一次エネルギー消費量の評価単位が建築物全体のみに変更されるため、低炭素建築物の認定申請における手数料に係る建築物の床面積の算定において、共同住宅の共用部分を評価しない場合の算定を削除 ③動物愛護管理法の改正に伴い、マイクロチップを装着し、環境大臣から登録を受けた犬については、義務付けられている市への犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされることから、登録及び鑑札の交付手数料を徴収しない旨を規定 ④番号法の改正に伴い、個人番号カード再交付手数料について、地方公共団体情報システム機構が定めることとなるため、当該手数料を定める別表を削除 ・ 施 行 日 ③④ 公布の日 ①② 令和4年10月1日		

議案第61号	茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について 19～25頁参照 【市民協働推進課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 利用料金の改定（午前：午前9時から午後1時まで） 会議室 400円 → 450円 ほか ・ 施行日 令和5年4月1日	
議案第62号	茨木市福祉文化会館条例の一部改正について 【文化振興課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①利用料金の改定（全日：午前9時から午後10時まで） 文化ホール 42,200円 → 50,100円 ほか ②会議室等の利用区分の細分化（1時間単位貸出の設定） 101号室 380円 ほか ③入場料等料金加算の統一 ・ 施行日 令和5年4月1日	
議案第63号	茨木市市民総合センター条例の一部改正について 【文化振興課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①利用料金の改定（全日：午前9時から午後10時まで） センターホール 76,800円 → 91,150円 ほか ②会議室等の利用区分の細分化（1時間単位貸出の設定） 201号室 280円 ほか ③入場料等料金加算の統一 ・ 施行日 令和5年4月1日	

議案第64号	茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について	【文化振興課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 ①使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） きらめきホール 12,700円 → 15,050円 ほか ②会議室等の利用区分の細分化（1時間単位貸出の設定） 研修室301 350円 ほか ③入場料等料金加算の統一 ・施行日 令和5年4月1日		
議案第65号	茨木市立ギャラリー条例の一部改正について	【文化振興課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 ①使用料の改定（1単位6日間） ギャラリー 87,000円 → 83,000円 ②入場料等料金加算の統一 ・施行日 令和5年4月1日		
議案第66号	茨木市運動広場条例の一部改正について	【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 - 使用料の改定（一般：1時間） 運動場 550円 → 650円 ほか ・施行日 令和5年4月1日		

議案第67号	茨木市都市公園条例の一部改正について	【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 使用料の改定（一般：1面1時間） 運動広場 550円 → 650円 ほか ・施行日 令和5年4月1日		
議案第68号	茨木市立市民体育館条例の一部改正について	【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 使用料の改定（全面、午前：午前9時から正午まで） 市民体育館第1体育室 7,300円 → 8,100円 ほか ・施行日 令和5年4月1日		
議案第69号	茨木市忍頂寺スポーツ公園条例の一部改正について	【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 利用料金の改定（1時間） 運動場 550円 → 650円 ほか ・施行日 令和5年4月1日		

議案第70号	茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について	【人権・男女共生課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 利用料の改定（午前：午前9時から午後1時まで） 会議室 400円 → 450円 ほか ・施行日 令和5年4月1日		
議案第71号	茨木市立男女共生センター条例の一部改正について	【人権・男女共生課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 ①使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） ワムホール 7,750円 → 8,750円 ほか ②会議室等の利用区分の細分化（1時間単位貸出の設定） 会議室401 190円 ほか ③入場料等料金加算の統一 ・施行日 令和5年4月1日		
議案第72号	茨木市市民農園条例の一部改正について	【農林課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・主な改正内容 利用料の改定（年額） 総持寺ふれあい農園 19,500円 → 20,000円 ほか ・施行日 令和5年4月1日		

議案第73号	茨木市里山センター条例の一部改正について	【農林課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 利用料金の改定（午前：午前9時から正午まで） 会議室 350円 → 400円 ほか ・ 施行日 令和5年4月1日		
議案第74号	茨木市教育施設等使用条例の一部改正について	【施設課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 使用料の改定（一般：1時間） 運動場 250円 → 300円 ほか ・ 施行日 令和5年4月1日		
議案第75号	茨木市公民館条例の一部改正について	【社会教育振興課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 使用料の改定（午前：午前9時から午後1時まで） 会議室等 400円 → 450円 ほか ・ 施行日 令和5年4月1日		

議案第76号	茨木市立青少年センター条例の一部改正について	【社会教育振興課】
	○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） 青少年ホール 2, 1 5 0 円 → 2, 5 5 0 円 ほか ②会議室等の利用区分の細分化（1時間単位貸出の設定） 第1会議室 8 0 円 ほか ・ 施 行 日 令和5年4月1日	
議案第77号	令和3年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について	【下水道総務課】
	○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 8 1 3, 4 4 9, 4 2 8 円 - 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ	
議案第78号	令和3年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	【水道総務課】
	○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 6 3 7, 6 1 4, 7 3 1 円 - 処分方法 資本金への組入れ	

議案第79号	市営土地改良事業の計画変更について	【農林課】
○ 市営土地改良事業〔農山漁村地域整備交付金事業（茨木北部丘陵地区）〕の計画変更について、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。 ・ 変更内容 総事業費 92,520,000円 → 93,557,960円		
議案第80号	市道路線の認定について	【建設管理課】
○ 新規路線整備に伴う路線認定 26路線 ・ 開発等により移管を受けたもの 19路線 ・ 認定依頼を受けたもの 5路線 ・ 圃場整備事業によるもの 2路線		
議案第81号	市道路線の変更について	【建設管理課】
○ 開発等に伴う既認定の起点の変更 13路線 ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 11路線 ・ 圃場整備事業に伴うもの（起終点変更） 2路線		
議案第82号	市道路線の廃止について	【建設管理課】
○ 新規路線整備に伴う路線廃止 2路線 ・ 開発に伴い廃止するもの 1路線 ・ 圃場整備事業に伴い廃止するもの 1路線		

議案第83号	工事請負契約締結について（小中学校屋内運動場空調設備等整備事業） 【契約検査課、施設課】	
○ 契約の方法	総合評価一般競争入札	
○ 契約の金額	2, 8 1 6, 0 0 0, 0 0 0 円	
○ 契約の相手方	大阪市北区天満二丁目7番3号 株式会社テクノ菱和 大阪支店 上席執行役員支店長 すずき としお 鈴木 俊夫	
○ 工事場所	茨木市立小学校32校、中学校14校	
○ 工事内容	設計業務、施工業務、工事監理業務、統括管理業務 各一式	
○ 工事完了予定日	令和7年2月28日	
議案第84号	令和4年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号） 【財政課】	
○ 補正額	3,359,097千円（補正後 111,726,946千円 － 補正前 108,367,849千円）	
〈歳入〉	〈歳出〉	
・国庫支出金	1,929,316千円	・人件費 1,082千円
・府支出金	7,120千円	・物件費 1,344,796千円
・繰入金	1,251,066千円	・補助費等 1,390,411千円
・繰越金	130,040千円	・投資的経費 622,808千円
・諸収入	△474,845千円	
・市債	516,400千円	
・継続費補正		
（追加）歩道設置事業	90,000千円	
・繰越明許費補正		
（追加）市民総合センターエレベーター改修事業	44,220千円	
（追加）小学校維持補修事業（プール改修）	148,488千円	
（追加）幼稚園営繕事業（庄栄幼稚園改修）	398,000千円	

認定第1号	令和3年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	【会計室】
(令和2年度)		
・歳入決算額	112,307,635,318円	(126,973,659,091円)
・歳出決算額	110,100,822,685円	(125,128,849,673円)
・歳入歳出差引額	2,206,812,633円	(1,844,809,418円)
・翌年度へ繰越すべき財源	1,261,068,332円	(730,690,410円)
・実質収支	945,744,301円	(1,114,119,008円)
認定第2号	令和3年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	【会計室】
(令和2年度)		
・歳入決算額	5,079,618,875円	(5,169,317,715円)
・歳出決算額	91,155,365円	(96,316,487円)
・歳入歳出差引額	4,988,463,510円	(5,073,001,228円)
認定第3号	令和3年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和2年度)		
・歳入決算額	28,410,716,547円	(27,182,335,569円)
・歳出決算額	27,273,300,987円	(26,131,775,125円)
・歳入歳出差引額	1,137,415,560円	(1,050,560,444円)
認定第4号	令和3年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和2年度)		
・歳入決算額	4,539,251,835円	(4,474,846,226円)
・歳出決算額	4,370,181,173円	(4,310,798,962円)
・歳入歳出差引額	169,070,662円	(164,047,264円)

認定第5号	令和3年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和2年度)		
・歳入決算額	20,761,605,649円	(19,806,535,048円)
・歳出決算額	20,449,860,300円	(19,318,703,996円)
・歳入歳出差引額	311,745,349円	(487,831,052円)
認定第6号	令和3年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	【下水道総務課】
〈収益的収支〉※消費税及び地方消費税を除く (令和2年度)		
・収入決算額	6,786,149,666円	(6,838,585,309円)
・支出決算額	5,662,214,718円	(5,866,536,423円)
・収入支出差引額	1,123,934,948円	(972,048,886円)
〈資本的収支〉※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	1,761,734,480円	(1,849,253,515円)
・支出決算額	4,109,120,563円	(4,222,716,653円)
・収入支出差引額	△2,347,386,083円	(△2,373,463,138円)
※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補てん		
認定第7号	令和3年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	【水道総務課】
〈収益的収支〉※消費税及び地方消費税を除く (令和2年度)		
・収入決算額	5,410,717,136円	(5,498,593,342円)
・支出決算額	4,775,038,067円	(4,769,811,627円)
・収入支出差引額	635,679,069円	(728,781,715円)
〈資本的収支〉※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	743,324,523円	(499,062,863円)
・支出決算額	2,002,358,006円	(2,691,589,465円)
・収入支出差引額	△1,259,033,483円	(△2,192,526,602円)
※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん		

報告第18号	茨木市事務報告について	【政策企画課】
○ 令和3年4月～令和4年3月における事務執行状況の報告		
報告第19号	令和3年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	【財政課】
○ 地方自治法第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		
報告第20号	令和3年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和4年3月31日現在の財政状況の報告		
報告第21号	令和3年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	【教育政策課】
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		
報告第22号	放棄した債権の報告について	【収納課】
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告		
・ 放棄した私債権等 19件 1,982,570円		

一般廃棄物処理手数料の改定について

1 基本的な考え方

これまで、市が処理責任を有していること及び資源物の分別の取組みによりごみ量が減少していることから、昭和57年以来、料金を据え置いてきた廃棄物の処理手数料について、ゼロカーボンシティ宣言等によるCO2排出削減に向けた取組をさらに進めるため、廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申を経て、廃棄物の種類、特性、処理費用等に対する受益者負担の考え方に基づいた手数料へと見直しを行い、コスト意識の啓発と減量化を図る。また、令和5年度から予定している摂津市とのごみ処理の広域化により、摂津市からも廃棄物が搬入されることから、周辺市との料金水準の均衡のとれた適正な料金へと見直しを図る。

2 手数料見直しの内容

(1) 料金の見直し

① 一般廃棄物処理手数料（動物の死体及びし尿以外）の改定

算定基準に基づき、「民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるサービス利用」における負担割合（負担率：50%）で見直し算出する。

② 動物の死体処理手数料の改定

算定基準に基づき、「民間でも同様のサービスが提供され、人によって必要性が異なるサービス利用」に応じた負担割合（負担率：100%）で見直し算出する。

③ し尿処理手数料の改定

処理原価に対する負担割合では、過度な負担となるため公共下水道料金を目安として算出する。

④ 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の規定を削除

事業系一般廃棄物について、収集及び運搬は許可業者が行っていることから、市が行う収集及び運搬を見直すとともに、産業廃棄物の処分においても搬入量が僅少となっているため、これらの手数料は廃止する。

3 新料金の適用時期

令和5年4月1日以降の収集運搬等に係る申込みについて、新料金を適用する。

4 料金改定表

種類	区分		単位		手数料	
					現行料金	改定料金
（動物の死体及びし尿以外）の一般廃棄物	市が家庭から臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの	下記以外のもの	10キログラムにつき		60円	240円
		スプリング入りベッドマットレス	1枚につき		300円	800円
	環境衛生センターへ搬入され、市が処分するもの	下記以外のもの	10キログラムにつき		60円	90円
		スプリング入りベッドマットレス	1枚につき		10キログラムにつき60円	500円
	事業活動に伴う一般廃棄物で、市が収集し、運搬し、及び処分するもの		10キログラムにつき		180円	廃止
動物・死体等	市が収集し、運搬し、及び処分するもの		1体につき		2,000円	3,000円
	環境衛生センターへ搬入され、市が処分するもの		1体につき（収骨を行わない場合）		1,000円	2,500円
			1体につき（収骨を行う場合）		5,000円	10,000円
し尿	市が収集し、運搬し、及び処分するもの		世帯人数	1人又は2人	月額 210円	月額 550円
				3人又は4人	月額 280円	月額 570円
			5人以上は1人増すごとに		月額 70円を加算	月額 10円を加算
			従量制	90リットルにつき	210円	550円
			臨時	90リットルにつき	210円	550円
	環境衛生センターへ搬入され、市が処分するもの		浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥	10キログラムにつき	20円	40円
産業廃棄物	木くず・紙くず・繊維くず		10キログラムにつき		290円	廃止

公の施設使用料の改定について

1 使用料見直しの基本的な考え方

平成22年度に外部委員の意見を踏まえ設定した統一的な算定基準により、現状の維持管理経費等をもとに定期的な算定見直しを行い「利用と負担の公正性の確保」を図る。また、各施設における現状の課題等への対応を図る。

○使用料＝算定基準額×負担割合

- ・算定基準額：利用者に負担を求める経費で、施設の維持管理経費や総務管理経費等
- ・負担割合：施設の種類や性質に応じて、利用者に負担をしてもらう割合（例：ホール・会議室等50%）

○地震やコロナ禍に伴う経費の増減や閉館等の影響が大きいいため、再算定の基礎とする維持管理経費実績は、過去3か年（令和元年度～3年度）の平均により算出

2 使用料見直しの内容

（1）料金の見直し（再算定）

前回改定より相当年数が経過しており、今回の算定では、各種経費における消費税の改定を踏まえた積算や上昇傾向にある委託料（維持管理経費：前回対比11.6%、総額約0.8億円上昇）等を反映した結果、各区分において使用料が上昇する傾向となる。（激変緩和措置あり：上下限20%）

①見直し（再算定）の対象施設について

ホール・諸室（会議室）を有する市民総合センターや生涯学習センターのほか、市民体育館や運動広場、コミュニティセンター等の17施設を対象とする。なお、これまでと同様、宿泊を伴う施設や個人利用のプール等については再算定の対象外とするほか、おにクルへ移転する天文観覧室や市民活動センターについては、新料金が適用となる令和5年10月までは現行料金を維持する。

<算定対象17施設の内訳（改定15、変更なし2）>

②料金の改定状況について

各施設の料金について、終日料金の比較では、130の区分のうち23区分の料金が引下げとなるものの、88区分の料金が引上げとなり、料金収入全体では5%の引上げとなる。（19区分は現行どおり）

○引下げ23区分の内訳（▲1～10%：7区分、▲11～20%：16区分）

○引上げ88区分の内訳（+1～10%：35区分、+11～20%：53区分）

（2）各施設における課題等への対応

利用者のニーズに対応するため、諸室（会議室等）の利用時間の改善を図るとともに、附帯設備の料金についても整理を行い、男女共生センター等において減額するほか、施設間でばらつきが生じている入場料加算について整合を図る。

①利用区分の細分化について

a 1時間単位貸出（時間貸し）の導入

- ・市民の利便性の向上を図るため、一部の施設（ホールを有する施設）において、時間貸しを導入する。

諸 室	現 行	見直し後
福文・クリエイト・青少年センター	区分料金（3h・4h・4h）	1時間料金
WAM・きらめき	区分料金（3h・2.5h・2.5h・3h）	区分料金（変更なし）
コミセン・公民館・愛センター	区分料金（4h・4h・5h）	

ホール	現 行	見直し後
福文・クリエイト・青少年センター	区分料金（3h・4h・4h）	区分料金（変更なし）
WAM・きらめき	区分料金（3h・2.5h・2.5h・3h）	

b 附帯設備の時間貸し料金の設定・基準額の統一

- ・時間貸しの導入に合わせて附帯設備についても、時間貸し料金の設定を行う。
- ・時間貸し導入にあたり、ホールを有する施設については、区分間の整理を図り基準額を統一した料金を設定（規則委任）する。それにより、男女共生センター・生涯学習センターの料金を減額する。

②入場料等を徴収する場合の料金加算の統一について

入場料その他これに類する料金(入場料等)を徴収する場合の加算割合を統一する。

- ・個人等が入場料等を徴収する場合 → 2,000円以上徴収で2倍加算
- ・営利を目的とする企業等が入場料等を徴収する場合 → 1円以上徴収で2倍加算

施設	現 行			見直し後	
	入場料等	加算割合		入場料等	加算割合
福文・クリエイト	500円以上 2,000円未満	1.5倍	➡	(a)個人等：2,000円以上	2.0倍
	2,000円以上	2.0倍			
WAM・きらめき	500円以上	2.0倍		(b)企業等：1円以上	
市立ギャラリー	なし	2.0倍			

3 料金適用の考え方について

新料金の適用時期

今回見直しにおいては、利用区分の変更（時間貸しの導入）があるため、変更がある区分については、利用日を基準として新料金を適用する。

- 区分変更なし（ホール・コミセン・公民館等）：令和5年4月1日申請分から適用
- 区分変更あり（福文・クリエイト等の諸室）：令和5年8月利用分から適用

※周知期間：令和4年10月～令和5年3月

使用料の改定状況について

	対象施設	対象区分	内訳		
			引上	引下	現行どおり
1	福祉文化会館 オークシアター	10	8	1	1
2	市民総合センター クリエイトセンター	15	10	3	2
3	市民活動センター ※	1			1
4	男女共生センター ローズWAM	15	4	11	0
5	生涯学習センター きらめき	29	13	5	11
6	コミュニティセンター	4	4		
7	公民館	4	4		
8	いのち・愛・ゆめセンター	9	9		
9	体育館(都市公園西河原屋内運動場含む)	10	10		
10	豊川いのち・愛・ゆめセンター(体育室・トレーニング室)	2	1	1	
11	運動場・人工芝運動場・庭球場・弓道場・フットサル場	6	4	1	1
12	里山センター	6	5		1
13	市民農園	7	6		1
14	小・中学校、幼稚園(目的外使用)	3	3		
15	市立ギャラリー	1		1	
16	天文観覧室 ※	1			1
17	青少年センター	7	7		
		130	88	23	19

※については、おにクルへ移転のため現行どおり

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
市民活動センター使用料		会議室	全日(9:30-21:30)	—	1,050	改定せず		
福祉文化会館 使用料	文化ホール	ホール	平日・全日(9-22)	50,132	37,980	45,090	18.7	7,110
	※		土日祝・全日(9-22)		42,200	50,100	18.7	7,900
	101号室	会議室	全日(9-22)	5,037	4,950	5,000	1.0	50
	201号室	会議室	全日(9-22)	5,037	4,950	5,000	1.0	50
	202号室	会議室	全日(9-22)	8,155	8,050	8,150	1.2	100
	203号室	会議室	全日(9-22)	6,039	5,950	6,000	0.8	50
	和室(204号室)	会議室	全日(9-22)	3,537	3,500	3,500	0.0	0
	301号室	会議室	全日(9-22)	5,037	4,950	5,000	1.0	50
	302号室	会議室	全日(9-22)	16,452	16,250	16,450	1.2	200
	303号室	会議室	全日(9-22)	10,307	11,400	10,300	-9.6	-1,100
	楽屋	会議室	全日(9-22)	4,282	4,200	4,250	1.2	50
市民総合センター 使用料	センターホール	ホール	平日・全日(9-22)	91,176	69,120	82,030	18.7	12,910
	※		土日祝・全日(9-22)		76,800	91,150	18.7	14,350
	多目的ホール	ホール・特別	全日(9-22)	33,129	27,900	33,100	18.6	5,200
	201号室	会議室	全日(9-22)	3,714	3,650	3,700	1.4	50
	202号室	会議室	全日(9-22)	4,967	4,900	4,950	1.0	50
	203号室	会議室	全日(9-22)	4,967	4,900	4,950	1.0	50
	204号室	会議室	全日(9-22)	4,395	4,950	4,350	-12.1	-600
	302号室	会議室	全日(9-22)	5,300	5,250	5,300	1.0	50
	303号室	会議室	全日(9-22)	5,523	5,450	5,500	0.9	50
	304号室	会議室	全日(9-22)	7,449	7,350	7,400	0.7	50
	和室	会議室	全日(9-22)	8,225	8,900	8,200	-7.9	-700
	控室	会議室	全日(9-22)	2,229	2,500	2,200	-12.0	-300
	第1楽屋	会議室	全日(9-22)	1,919	1,900	1,900	0.0	0
	第2楽屋	会議室	全日(9-22)	1,919	1,900	1,900	0.0	0
	生活実習室	特別室	全日(9-22)	8,108	8,000	8,100	1.3	100
	工芸創作室	特別室	全日(9-22)	8,108	8,000	8,100	1.3	100
男女共生センター 使用料	ワムホール	ホール	平日・全日(9-21:30)	32,180	—	28,930	—	—
	※		土日祝・全日(9-21:30)		28,450	32,150	13.0	3,700
	控室1	会議室	全日(9-21:30)	921	1,200	950	-20.8	-250
	控室2	会議室	全日(9-21:30)	1,138	1,200	1,100	-8.3	-100
	ローズホール	特別室	全日(9-21:30)	9,233	9,100	9,200	1.1	100
	ファミリールーム	会議室	全日(9-21:30)	950	1,200	950	-20.8	-250
	料理工房	特別室	全日(9-21:30)	8,758	8,800	8,750	-0.6	-50
	和室	会議室	全日(9-21:30)	3,964	8,800	7,000	-20.5	-1,800
	会議室401	会議室	全日(9-21:30)	2,146	3,000	2,400	-20.0	-600
	会議室402	会議室	全日(9-21:30)	2,146	3,000	2,400	-20.0	-600
	会議室403	会議室	全日(9-21:30)	1,001	1,200	1,000	-16.7	-200
	セミナー室404	会議室	全日(9-21:30)	2,145	3,000	2,400	-20.0	-600
	セミナー室405	会議室	全日(9-21:30)	4,529	4,050	4,500	11.1	450

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
男女共生センター 使用料	研修室501	会議室	全日(9-21:30)	4,049	4,750	4,000	-15.8	-750
	研修室502	会議室	全日(9-21:30)	6,670	5,800	6,650	14.7	850
	控室503	会議室	全日(9-21:30)	965	1,200	950	-20.8	-250
生涯学習センター 使用料	きらめきホール ※	ホール・特別	平日・全日(9-21:30)	55,196	—	49,630	—	—
			土日祝・全日(9-21:30)		46,550	55,150	18.5	8,600
	和室(全室)	会議室	全日(9-22)	4,169	5,450	4,350	-20.2	-1,100
	和室(半室1)	会議室	全日(9-22)	2,570	3,250	2,600	-20.0	-650
	和室(半室2)	会議室	全日(9-22)	1,599	2,200	1,750	-20.5	-450
	控室1	会議室	全日(9-22)	1,439	1,350	1,400	3.7	50
	控室2	会議室	全日(9-22)	543	550	500	-9.1	-50
	控室3	会議室	全日(9-22)	1,023	1,000	1,000	0.0	0
	親子室	会議室	全日(9-22)	691	650	650	0.0	0
	研修室301	会議室	全日(9-22)	4,445	4,400	4,400	0.0	0
	研修室302	会議室	全日(9-22)	5,954	5,900	5,950	0.8	50
	研修室303	会議室	全日(9-22)	5,947	5,850	5,900	0.9	50
	研修室304	会議室	全日(9-22)	7,521	7,450	7,500	0.7	50
	会議室305	会議室	全日(9-22)	6,272	6,200	6,250	0.8	50
	会議室306	会議室	全日(9-22)	2,138	2,050	2,100	2.4	50
	会議室307	会議室	全日(9-22)	2,145	2,050	2,100	2.4	50
	学習室401	会議室	全日(9-22)	4,466	4,400	4,450	1.1	50
	学習室402	会議室	全日(9-22)	4,289	4,250	4,250	0.0	0
	学習室403	会議室	全日(9-22)	4,282	4,250	4,250	0.0	0
	学習室404	会議室	全日(9-22)	4,289	4,250	4,250	0.0	0
	学習室405	会議室	全日(9-22)	4,282	4,250	4,250	0.0	0
	学習室406	会議室	全日(9-22)	2,399	2,350	2,350	0.0	0
	陶芸室	特別室	全日(9-22)	7,748	7,600	7,700	1.3	100
	工芸室	特別室	全日(9-22)	11,076	11,000	11,050	0.5	50
	アトリエ	特別室	全日(9-22)	8,983	8,850	8,950	1.1	100
	多目的スタジオ	特別室	全日(9-22)	11,943	11,800	11,900	0.8	100
	録音スタジオ	特別室	全日(9-22)	2,121	2,100	2,100	0.0	0
	音楽スタジオ	特別室	全日(9-22)	1,489	1,450	1,450	0.0	0
	食工房	特別室	全日(9-22)	8,484	8,350	8,450	1.2	100
	IT学習室	特別室	全日(9-22)	8,757	10,550	8,750	-17.1	-1,800
コミュニティ センター使用料	会議室	地域施設	全日(9-22)	1,424	1,250	1,400	12.0	150
	和室	地域施設	全日(9-22)	1,479	1,250	1,450	16.0	200
	多目的室	地域施設	全日(9-22)	4,282	3,750	4,250	13.3	500
	実習室	地域施設	全日(9-22)	2,158	1,900	2,150	13.2	250
公民館使用料	大会議室・多目的ホール	地域施設	全日(9-22)	4,282	3,750	4,250	13.3	500
	会議室等	地域施設	全日(9-22)	1,424	1,250	1,400	12.0	150
	和室	地域施設	全日(9-22)	1,479	1,250	1,450	16.0	200
	実習室	地域施設	全日(9-22)	2,158	1,900	2,150	13.2	250

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
いのち・愛・ゆめ センター使用料	大会議室	地域施設	全日(9-21:30)	4,117	3,600	4,100	13.9	500
	料理教室等	地域施設	全日(9-21:30)	2,075	1,850	2,050	10.8	200
	会議室等	地域施設	全日(9-21:30)	1,369	1,200	1,350	12.5	150
	和室等	地域施設	全日(9-21:30)	1,422	1,200	1,400	16.7	200
	小会議室	地域施設	全日(9-21:30)	701	600	700	16.7	100
	多目的室(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	2,511	2,200	2,500	13.6	300
	調理実習室(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	941	800	900	12.5	100
	研修室・工作室等(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	673	550	650	18.2	100
	音楽室(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	1,458	1,250	1,450	16.0	200
市民体育館使用料	第1体育室	体育館	全日(9-21:30)	32,388	29,100	32,350	11.2	3,250
	第2・3・4・5体育室	体育館	全日(9-21:30)	6,493	5,800	6,450	11.2	650
	第1・2会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,278	1,150	1,250	8.7	100
福井市民体育館使用料	体育室	体育館	全日(9-21:30)	16,194	14,550	16,150	11.0	1,600
	多目的室	体育館	全日(9-21:30)	3,246	2,900	3,200	10.3	300
東市民体育館・ 南市民体育館 使用料	アリーナ	体育館	全日(9-21:30)	32,388	29,100	32,350	11.2	3,250
	体育室・多目的室	体育館	全日(9-21:30)	6,493	5,800	6,450	11.2	650
	会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,278	1,150	1,250	8.7	100
	研修室	体育館	全日(9-21:30)	1,278	1,150	1,250	8.7	100
西河原公園北	屋内運動場(体育館区分)		1時間あたり	3,028	1,200	1,400	16.7	200
豊川いのち・愛・ゆめ センター使用料	体育室	体育室	全日(9:15-21:15)	7,609	4,500	5,400	20.0	900
	トレーニング室	体育室	全日(9:15-21:15)	1,599	1,600	1,550	-3.1	-50
運動広場・都市公園 使用料	運動場		1時間あたり	728	550	650	18.2	100
	庭球場(屋外)		1時間あたり	658	550	650	18.2	100
	庭球場(屋内)		1時間あたり	758	650	750	15.4	100
	人工芝運動場		1時間あたり	1,228	1,500	1,200	-20.0	-300
	弓道場		3時間あたり	201	200	200	0.0	0
	フットサル場		1時間あたり	909	800	900	12.5	100
忍頂寺スポーツ 公園使用料	運動場		1時間あたり	728	550	650	18.2	100
	庭球場		1時間あたり	658	500	600	20.0	100
里山センター 使用料	研修室		全日(9-17)	1,096	800	950	18.8	150
	会議室		全日(9-17)	1,096	800	950	18.8	150
	木工工作室		全日(9-17)	1,370	1,000	1,200	20.0	200
	多目的室		全日(9-17)	1,717	1,050	1,250	19.0	200
	木工室		全日(9-17)	1,261	900	1,050	16.7	150
	資材保管庫		年間	1,837	1,800	1,800	0.0	0
ふれあい農園 使用料	銭原ふれあい農園(大)		1面あたり	29,244	22,500	27,000	20.0	4,500
	銭原ふれあい農園(中)		1面あたり	23,395	18,000	21,500	19.4	3,500
	銭原ふれあい農園(小)		1面あたり	17,547	13,500	16,000	18.5	2,500
	総持寺ふれあい農園		1面あたり	20,075	19,500	20,000	2.6	500
	山手台ふれあい農園		1面あたり	20,957	20,000	20,500	2.5	500
	彩都やまぶきふれあい農園		1面あたり	18,389	18,000	18,000	0.0	0
	彩都東ふれあい農園		1面あたり	17,136	15,500	17,000	9.7	1,500

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
小・中学校、幼稚園 使用料(目的外)	プレイルーム・教室等		1 時間あたり	83	70	80	14. 3	10
	屋内運動場		1 時間あたり	623	500	600	20. 0	100
	運動場・園庭		1 時間あたり	325	250	300	20. 0	50
市立ギャラリー使用料			1 単位(6 日間)	83,023	87,000	83,000	-4. 6	-4,000
天文観覧室		天文観覧室	1 回あたり	—	100	改定せず		
青少年センター 使用料	青少年ホール		全日(9-22)	9,861	8,050	9,650	19. 9	1,600
	料理室		全日(9-22)	1,181	950	1,100	15. 8	150
	和室		全日(9-22)	1,865	1,500	1,800	20. 0	300
	児童室		全日(9-22)	1,285	1,050	1,250	19. 0	200
	第 1 会議室		全日(9-22)	1,200	950	1,100	15. 8	150
	第 2 会議室		全日(9-22)	2,100	1,700	2,000	17. 6	300
	音楽視聴覚室		全日(9-22)	4,035	3,300	3,950	19. 7	650

「現行料金」及び「改定料金」は全日使用の額であり、各時間割料金についてはその範囲内で設定する。

「改定料金」は50円単位で切り捨てとする。

(但し、500円以下の料金区分は10円単位で切り捨て、ふれあい農園は500円単位で切り捨てとする。)

※ 平日料金は土日祝料金の9/10に相当する額とする。(10円単位切り捨て)

令和4年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		主 な 内 訳
		特 定 財 源	一 般 財 源	
15 国 庫 支 出 金	1,929,316	1,929,316		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 766,739 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 614,812 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 530,248
16 府 支 出 金	7,120	7,120		地域医療介護総合確保基金事業費補助金
19 繰 入 金	1,251,066		1,251,066	財政調整基金
20 繰 越 金	130,040		130,040	純繰越金
21 諸 収 入	△ 474,845	△ 474,845		小学校給食費
22 市 債	516,400	516,400		幼稚園舎整備債 351,000 小学校施設整備債 111,300 ダム周辺整備債 29,800
補 正 額 A	3,359,097	1,977,991	1,381,106	
補正前の予算額 B	108,367,849	47,355,065	61,012,784	
補正後の予算額 A + B	111,726,946	49,333,056	62,393,890	

令和4年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	44,220		44,220				
3 民 生 費	216,441		141,972		67,349	7,120	
4 衛 生 費	1,204,066	1,082	1,001,577		201,407		
6 農 林 水 産 業 費	4,454				4,454		
7 商 工 費	1,264,501		156,301		1,108,200		
8 土 木 費	78,201				9,001	69,200	
10 教 育 費	547,214		726			546,488	
補 正 額 A	3,359,097	1,082	1,344,796		1,390,411	622,808	
補正前の予算額 B	108,367,849	17,844,302	17,992,148	31,303,387	9,077,590	17,914,924	14,235,498
補正後の予算額 A + B	111,726,946	17,845,384	19,336,944	31,303,387	10,468,001	18,537,732	14,235,498

補正予算（第2号）の内容について

1 基本方針

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、直面する原油高・物価高騰へ対応する施策を実施する。

また、純繰越金を活用し、魅力あるまちづくり等を推進するとともに、行政ニーズ・行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない事業について、継続費及び繰越明許費を設定する。

2 新型コロナウイルス感染症対応

（1）コロナ禍における物価高騰等に対する支援

（単位：千円）

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民生活等の支援		914,105	766,739	147,366
プレミアム付商品券の発行 【商工労政課】 【32頁参照】	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、直面する物価高騰等により、厳しい経済環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を販売する。 ＜販売額等＞5,000円分の商品券を2,000円（プレミアム額3,000円／枚）で販売（全戸に引換券郵送）、一世帯あたり購入：上限2口 ＜使用期間＞令和5年1月中旬～3月末 ＜対象店舗＞市内大型店、飲食店や小売店・サービス業等、約1,000店舗 【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 766,739】	914,105	766,739	147,366
事業者等への支援		363,851		363,851
中小企業・個人事業主への支援 【商工労政課】	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料価格高騰等により、厳しい経営環境にある中小企業者に対して、事業活動に要する光熱費等の負担を軽減するため、事業活動支援給付金等を支給する。 ＜対 象＞以下のいずれかに該当する市内で営業実態のある中小企業者 ①令和4年4月～9月に事業用に要した光熱費等（車両用を除く。）の総額が20万円以上の事業者 ②道路旅客運送業、道路貨物運送業（他施策の対象事業者は除く。） ＜支給額＞①10万円 ②中型・大型自動車 3万円／台 軽・普通自動車 1万円／台 ※1事業者の上限30万円	350,396		350,396
公共交通（路線バス、タクシー）への支援 【交通政策課】	燃料価格高騰等による負担を軽減するため、公共交通事業者に対して、事業継続支援給付金を支給する。	9,001		9,001
認定農業者（国版・大阪版）等への支援 【農林課】	肥料等の高騰による負担を軽減するため、国版・大阪版認定農業者、準農家及び新規青年就農者に対し、農業活動支援給付金を支給する。 ＜対象＞ ①農作物：令和3年1月1日～12月31日の期間に50万円以上の売上がある市内の国版・大阪版認定農業者等 ②米（地産地消用）：JA茨木市に学校給食用米（令和4年度）を販売する市内農家（①の支給対象者を除く） ＜支給額＞ ①1万円～30万円 ②60円／袋（30kg）	4,454		4,454

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
子育て世帯への支援			▲474,845	474,845
小学校給食費の無償化 【学務課】	コロナ禍における物価高騰による経済的負担が増えていることを踏まえ、小学校給食費を無償化する。 ＜対象期間＞令和4年8月～令和5年3月（2・3学期）		▲474,845	474,845
福祉事業所・医療機関等への支援		122,386		122,386
障害者（児）福祉サービス事業所への物価高騰等支援給付金の支給 【障害福祉課】 【子育て支援課】	障害福祉サービス提供体制の継続・維持を支援するため、市内の障害者（児）福祉サービス事業所等に対し、物価高騰等支援給付金を支給する。 ＜対 象＞市内の障害福祉サービス事業所（200事業所）、放課後等デイサービス事業所等（70事業所） ＜支給額＞1事業所あたり10万円 ＜支 給＞10月中旬以降	27,044		27,044
介護事業所等への物価高騰等支援給付金の支給 【長寿介護課】	介護サービス提供体制の継続・維持を支援するため、市内の介護事業所等に対し、物価高騰等支援給付金を支給する。 ＜対 象＞市内の介護事業所（253事業所）、コミュニティデイハウス（20か所）、街かどデイハウス（1か所） ＜支給額＞1事業所あたり10万円 ＜支 給＞10月中旬以降	27,436		27,436
医療機関への物価高騰等支援給付金の支給 【医療政策課】	医療体制の継続・維持を支援するため、市内で開設している病院等に対して、物価高騰等支援給付金を支給する。 ＜対 象＞一般診療所（231施設）、市内の病院（14施設）、歯科診療所（154施設）、薬局（134施設） ＜支給額＞病院：1施設あたり50万円 病院以外の医療機関：1施設あたり10万円	59,006		59,006
私立教育・保育施設等への物価高騰等支援給付金の支給 【保育幼稚園事業課】	保育サービス等提供体制の継続・維持を支援するため、市内の保育施設等に対し、物価高騰等支援給付金を支給する。 ＜対 象＞私立保育所（13施設）、私立認定こども園（32施設）、私立地域型保育事業所（20施設）、私立幼稚園（11施設）、企業主導型保育事業所（13施設） ＜支給額＞1事業所あたり10万円	8,900		8,900

(2) 感染拡大防止対策

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
コロナワクチン接種		1,145,060	1,145,060	
新型コロナウイルスワクチン接種の推進 【健康づくり課】	新型コロナウイルス感染症の重症化予防を図るため、オミクロン株対応ワクチンの追加接種に要する経費を措置する。 【財源：国 1,145,060】	1,145,060	1,145,060	

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
自宅療養者への配達支援		140,583		140,583
自宅療養者への日用品・食料品等の配達支援 【福祉総合相談課】	自宅療養となった陽性者、濃厚接触者の生活に係る不安や負担を軽減するため、自宅療養支援パック（日用品・食料品等）の配達支援に係る経費を増額する。	140,583		140,583
介護施設における感染対策		7,120	7,120	
介護施設等における簡易陰圧装置の設置補助 【長寿介護課】	介護施設等における感染症対策を推進するため、感染拡大を抑制する簡易陰圧装置の設置に係る経費を補助する。 【財源：府 7,120】	7,120	7,120	
公立保育所等における感染対策		2,035		2,035
公立保育所等におけるごみ収集の実施（おむつ持ち帰りの廃止） 【子育て支援課】 【保育幼稚園総務課】	公立保育所等において、感染拡大防止及び保護者の負担軽減を図るため、おむつの持ち帰りを廃止することに伴い、ごみ収集を実施する。 ＜対 象＞保育所（5施設）、小規模保育施設（1施設）、待機児童保育室（2施設）、認定こども園（5施設）、児童発達支援センター（1施設）	2,035		2,035

3 行政ニーズ・行政課題等に対応する事業

（1）保育・教育環境の充実・改善

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育環境の充実		398,000	358,942	39,058
庄栄幼稚園の認定こども園化 【繰越明許費】 【保育幼稚園総務課】	庄栄幼稚園の認定こども園化にあたり、給食室の整備や園舎の改修等を行う。 【財源：国 7,942、市債 351,000】	398,000	358,942	39,058
学校環境の改善		148,488	111,300	37,188
小学校のプール改修 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリーに対応する改修等を行う。 工事（郡山、葦原、西河原）、手数料 【財源：市債 111,300】	148,488	111,300	37,188

（2）まちの活性化に向けた施策推進

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地活用		36,000	33,300	2,700
おにクル周辺の歩道整備 【継続費】 【道路課】	おにクルとの統一的なデザインによる歩道の整備と歩道機能の充実を図るため、新施設周辺（東側・南側）の歩道改修工事を行う。 工事 【財源：国 9,000、市債 24,300】	36,000	33,300	2,700

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺の整備		33,200	29,800	3,400
安威川ダム周辺の整備 【北部整備推進課】	スポーツ・レクリエーション施設等の整備に係る残土等の処分を行うにあたり、処分地の整地等に係る経費を増額する。 工事 【財源：市債 29,800】	33,200	29,800	3,400

(3) 施設の老朽化への対応

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の利用環境の改善		44,220	575	43,645
市民総合センターのエレベーターの修繕 [繰越明許費] 【文化振興課】	利用者等の安全を確保し、利用環境の早期改善を図るため、市民総合センター（クリエイトセンター）のエレベーターを改修する。 【財源：国 575】	44,220	575	43,645

(4) 継続費・繰越明許費

(単位：千円)

事業	内 容 等	設定額
継続費		
歩道設置事業 【道路課】	令和4年度～令和5年度継続事業 [総 額] 90,000 [年割額] (令和4年度)36,000 (令和5年度)54,000	90,000
繰越明許費		
市民総合センターエレベーター改修事業 【文化振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	44,220
小学校維持補修事業 (プール改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	148,488
幼稚園営繕事業 (庄栄幼稚園改修) 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	398,000

「エール茨木プレミアム付商品券」の発行について

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、直面する物価高騰等により、厳しい経営環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を販売します。

■ STEP 1 >> 市役所から届く引換券を持参し、販売店で商品券を購入



■ STEP 2 >> 購入した商品券で、参加登録している市内の飲食店や小売店舗等でお買物等



《事業概要》

概要	参加登録した市内の事業者（大型店舗を含むスーパー、飲食店、理美容店等）の店舗で利用できるチケット方式の「エール茨木プレミアム付商品券」を販売
販売額	2,000円で5,000円分の商品券(1冊)を販売（※プレミアム率150%）
対象者	茨木市内の全世帯（約13万世帯）
購入可能数	1世帯につき2冊まで購入可能
利用期間	令和5年1月上旬～3月下旬（予定）
購入方法	令和4年12月中旬に市から届く引換券を販売店に持参し、商品券を購入
商品券の 販売場所	市内の郵便局等で販売予定 ※詳細は後日、広報誌や市HP等でお知らせ
参加登録方法 (事業者の方)	令和4年10月上旬からWebで登録（市HPに案内を掲載）